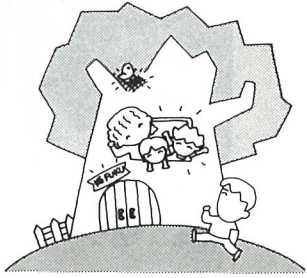


住民税シリーズ

(その8)



納税の方法

個人の住民税の納税方法には、普通徴収と特別徴収の二つがあり、そのいずれかによって納税することになります。

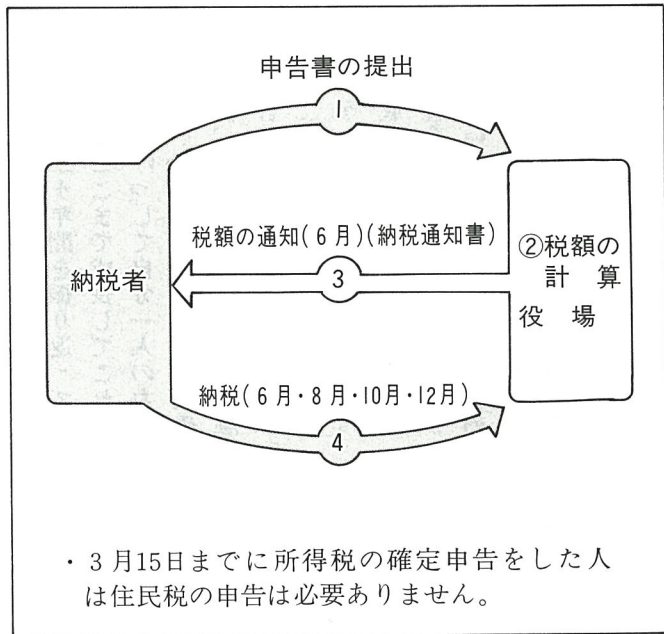
す。

◎普通徴収の方法

事業所得者などの住民税は、納税通知書によって町から納税者に通知され、6月、8月、10月、12月の4回の納期に分けて納税することになります。

これを普通徴収といいます。

普通徴収の方法による場合の納税のしくみは次のとおりです。



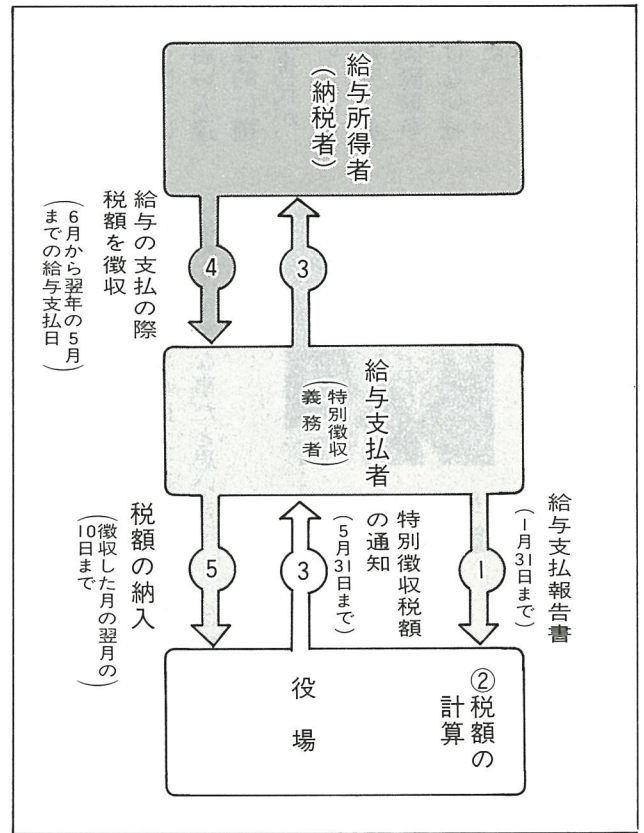
◎特別徴収の方法

給与所得者の住民税は、特別徴収税額通知書により、町から給与の支払者を通じて通知され、給与の支払者が毎月の給与の支払の際にその人の給与から天引きして、これを翌月の10日までに町に納入することになります。

っています。

これを特別徴収といい、給与の支払者を特別徴収義務者とよんでいます。

特別徴収の方法による場合の納税のしくみは、次のとおりです。



◆申告

個人の住民税は町が税額を計算し、これを納税者に通知して納税していただくしくみになっていますが、町が適正な課税を行うために、納税者から住民税の申告書を提出していただくことになっています。

●申告をしなければならない人

町内に住所のある人は、原則として申告書を提出しなければならない。

ただし、所得税の確定申告をされた方や前年中の所得が給与所得のみの人で給与支払報告書が事業所から町に提出されている場合は申告の必要はありません。(つづく)

固定資産課税台帳が 縦覧できます

税務課では、六十一年度の固定資産税の課税基礎となる土地、家屋の縦覧を行います。

自分の財産をこの機会に確かめたいかがでしょうか。

税額は評価した価格をもとに課税標準額を決定し、税率1.4%をかけて算出します。この価格等について不服がある場合は、光町固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることが出来ます。

課税台帳の縦覧日程は、次のとおりです。

期間 三月一日～三月二十日
時間 平日 午前八時三十分～午後四時三十分
土曜日 午前八時三十分～午前十一時三十分

マイコ 知っておきたい 税情報

3/8サラリーマンの確定申告

「確定申告が必要な場合、還付申告ができる場合など」

2/20還付を受けるには

「医療費控除、雑損控除、住宅取得控除など」

2/22早わかり確定申告

「確定申告の際の注意事項など」